

玉里島津家史料補遺

一三 財政整理主任氏名及期間

〔封筒ウツ書〕
「天保元年以降」〔朱書〕
『十三号』

財政整理主任氏名及期間

（忠濟公御手許桐白木金御襖立御中簞笥入付）

二通 写

天保元年以降

財政整理主任氏名及期間

齊興公襲封以来政事・財政整理掛ヲ置カル、殊ニ財政
整理ニ関シテハ左ノ如シ、

天保元年ヨリ天保十年迄十ヶ年間

右第一期 主任調所笑左衛門^{（広郷）}

天保十五年（改元弘化）二月ヨリ

右第二期 主任調所笑左衛門（家老）

弘化三年夏ヨリ嘉永二年迄三ヶ年

右第三期 主任調所笑左衛門（家老）

然ルニ嘉永元年笑左衛門病死ニ付、

嘉永元年笑左衛門死後ヨリ嘉永四年七月迄

主任碓山将曹^{（久徳）}（家老）

右第四期

嘉永四年二月齊彬公襲封、七月七日碓山将曹辞任ニ付、

嘉永四年七月以後ニ城代家老島津豊後^{（久玉）}ノ兼務ト為リ、

別ニ主任ヲ置カズ、

文書原寸 縦二七・五糎 横三九・七糎

二一 忠教公御写本「後撰百人一首」

後撰百人一首

村上天皇

影みえて汀にたてるしら菊は

おられぬ波の花かとぞミル

惟喬親王

白雲のたえすたな引峰にたに

すめはすミぬる世にこそ有けれ

常盤井入道前太政大臣

沖津かせふきしくうらの蘆のはの

乱れてしたにぬる、袖かな

祝部成光

咲花のをのか色にやうつるらん

千くさにかはる野への夕露

鴨長明

入道二品親王道助

荻の葉に風の音せぬあきもあらは

吹のほる木曾のミさかの谷かせに

こすへもしらぬ花をミるかな

涙のほかに月はミてまし

皇太后宮大夫俊成女

法印公順

心をも跡をもとめすあくかれて

下もえに思ひ消なむけふりに

あとなき雲のはてそかなしき

あはれうき身の友ちとりかな

後普光園院摂政太政大臣

権中納言公経

たかせさす六田のよとの柳はら

唐ころも袂ゆたかにつゝむ哉

わか身にあまる君か恵ミを

緑もふかくかすむ春かな

花園院

法橋顕昭

わしの山いかにすミける月なれば

もゝしきにうつし植てそ色そはむ

はこやの山の千代のくれ竹

いりての後も世をてらすらん

法印浄弁

後光厳院

心たに通はゝなとか鳩とりの

幾夜わか家路わすれて斧の柄の

朽木のそまの月をミるらむ

あしまをわたる^(くカ)ミちもなからむ

権大納言資明

前大納言経長女

いつはりとおもひしはてはいかゝせむ

朝日山またかけくらき明ほのに

霧のした行宇治の柴舟

まつをたのミの夕くれの空

宮内卿

見たせはふもと計に咲そめて

花も奥あるみよしの山(脱カ)

禎子内親王家撰津

行秋の手向の山のもみちは、

かたミ計や散のこるらん

藤原忠房

きりくすいたくなきそあきのよの

なかき思ひは我そまされる

光明峰寺入道前摂政左大臣

年へぬるよとのつきはし夢にたに

渡らぬ中と絶やはてなむ

馬内侍

千早振かもの社の神もきけ

君わすれすは我も忘れし

山階入道前左大臣

久堅の天照月の桂川

秋の今宵の名に流れつゝ、

覚延法師

すミよしの松のあらしもかすむらむ(なりカ)

遠さと小野の春の曙

平親清女

とにかくにうきはこの世の習ひそと

思へは身をもうらミやハする

平維貞

橘の匂ひをさそふ夕かせに

忍ふむかしそ遠さかりゆく

入道贈一品親王尊円

いく度もかきこそやらめ水くきの

岡のかやはらなひくはかりに

西園寺前太政大臣

すミよしの松もわか身もふりにけり

あはれとおもへ秋のよの月

勝部師綱

等閑に思ひしほとやつゝミけむ

うらミにあまる袖のなミたを

前参議為秀

立こむる霧の籬の夕月夜

うつれは見ゆる露の下草

小侍従

沖つ風ふけいの浦による波の

よるともみえす秋の夜の月

藤原範綱

住よしの浅沢をのゝ忘れ水

たえくならて逢よしもかな

平泰時朝臣

思ふにはふかき山路もなき物を

心の外になに尋ぬらむ

法眼行濟

恋しのふむかしのあきの月かけを

苔のたもとの涙にそみる

前大納言為家

かねの音はかすみのそこに明やらて

影ほのかなる春のよの月

坂上明兼

呉竹の折ふすをとのなかりせは

夜深き雪をいかてしらまし

兼好法師

手枕の野への草葉の霜かれに

身ハ習ハしのかせの音かな

藤原秀能

夕つくよ塩ミちくらし難波江の

あしの若葉をこゆる白なミ

宮内卿永範

くもりなき鏡の山の月をミて

あきらけき世を空にしるかな

衣笠内大臣

しらなミのかけても人にちきりきや

こと浦にのミミるめかれとは

前中納言為相

玉藻かるかたやいつくそ霞たつ

浅香の浦の春のあけほの

津守国冬

郭公忍ふのミたれかきりありて

なくや五月の衣手のもり

後照念院関白太政大臣

つゝミえぬ涙也けりほとゝきす

こゑをしのふのもりの下露

安嘉門院四条

庵しめてすむと八人にみえすとも

心のうちの山かけもかな

藤原資隆朝臣

時雨かときけはこのはの降ものを

それにもぬるゝわか涙かな

冷泉前太政大臣

池水にますミのかゝミかけそへて

塵もくもらぬあきの夜の月

源雅光

夜とゝもにこひわたれとも天の川
(すか)

あふせはくものよそこにこそあれ

前左兵衛督教定

現丹波語類ニハカタルタヨリモナカリケリ便母難可利氣理

心濃雲ウチラ遅平夢耳見ニセハヤ瀬葉箭

平頼泰

来ぬまでも待はたのミの有ものを

うたて明行鳥の声哉

大江茂重

はし立や松ふきわたる浦かせに

入海遠くすめる月かけ

藤原業清

たれとなきやとの夕をちきりにて

かはるあるしをいく夜とふらむ

前大納言為氏

露霜のおくてのいなハいろ付て

かり庵さむき秋の山かせ

藤原為明朝臣

とけそむるわかした紐はさきの世に

たか結ひける契り成らん

源忠季

葉かへせぬまつのひま(こか)よりもる月ハ

君か千年のかけにそ有ける

源兼泰

うしとみし人よりも猶つれなきは

わすらるゝ身のいのち也けり

藤原時房

きゝすなく交野のミのゝはなすゝき

かりそめにくる人なまねきそ

前大納言良教

諸ともにミしをかたミの月たにも

くちなは袖にかけや絶なむ

女御徽子女王

袖にさへ秋の夕はしられけり

きえしあさちか露をかけつゝ

前右兵衛督為教

くもりなきかけもかハらす昔みし

まゝの入江の秋の夜の月

紀淑望

紅葉せぬときハの山ハふく風の

音にや秋を聞わたるらむ

三条院女藏人左近

君はかくわすれ貝こそ拾ひけれ

うらなきものはわか心かな

弁内侍

おもふ事いはて心のうちにのミ

つもる月日をしる人のなき

源道済

ひめ小松おほかるのへに子日して

こゝろに千世をまかせつる哉

斎宮甲斐

別れゆくミやこのかたの恋しきに

いさむすひミむ忘れ井の水

後山本前左大臣

恨ミても恋ひても経ぬる月日哉

忍ふはかりをなくさめにして

神祇伯顕仲

風はやミとしまか崎を漕ゆけは

夕なミちとりたちゐ啼也

従三位頼政

やましろの水のゝ里に妹置て

いく度よとの舟よはふ覧

前参議親澄

松しまやをしまかさきの夕かすミ

たな引わたせあまのたくなは

伏見院

色かはるこゝろのあきの蔦かつら

うらミをかけて露そこほるゝ

二条院三河内侍

秋のゝはな分衣ミやこまで

色ハやつさしミむ人のため

夢窓国師

忘れてハ世をすてかほにおもふかな

のかれすとても数ならぬ身を

土御門内大臣

逢みしハむかしかたりのうつゝにて

そのかねことを夢になせとや

藤原伊光

紅のやしほの岡のもみちはを

いかにそめよと猶しくるらん

前大納言為定

かよひちのなきにつけても忍ふ山

つらき心のおくハミえける

高階宗顯

くもるともよしやなミたのますかゝミ

我おもかけハミてもかひなし

藤原俊蔭

はなの散ことやわひしき春かすミ

たつたの山の鶯の声

藤原実清朝臣

暮て行としのすかたハみえねとも

身につもりてそあらはれにける

安法々師

夏衣またひとへなるうたゝねに

こゝろしてふけ秋の初かせ

藤原実光朝臣

月かけのさすにまかせて行舟は

あかしのうらやとまり成らん

宜秋門院丹後

忘れしことのはいかに成にけむ

たのめしくれば秋かせそふく

俊盛法師

衣擣音を聞にそしられぬる

里とをからぬ草まぐらとは

小野良材

わか恋ハミやまかくれの草なれや

しけさまされとしる人のなき

従二位業子

物思ふ水上よりや涙川

袖に流るゝものとなりけむ

永陽門院少将

哀れにもめぐりあふ夜の月かけを

思ひいれてや人ハミるらん
(すか)

花山院

このもとをすミかとすれはをのつから

花ミる人になりぬへき哉

在原元方

あら玉のとしの終になることに

雪もわか身もふりまさりつゝ、

大藏卿有家

天の川秋の七日を詠めつゝ、

雲のよそにもおもひけるかな

左近中将定親

五月雨に淀の川きし水こえて

あらぬわたりに舟よハふらし

藤原惟基

露をなとあた成ものとおもひけむ

我身も草にをかぬ計に
(をカ)

藤原菅根朝臣

秋風に声を帆にあけてくる舟は

天の戸渡る雁にそ有ける

遊義門院権大納言

言の葉にそへてもいまハかへさはや

わすらるゝミに残る面かけ

源頼家朝臣

春霞かすめるかたや津の国の

ほのミしまえのわたり成らん

源家長朝臣

よしさらハ身をあき風に捨てて、

おもひもいれし冬くれの空

三春有輔

君か植し一むらすゝきむしのねの

しけきのへとも成にける哉

前僧正公朝

月草のはなすり衣かへすよハ

うつろふ人そ夢にミえける

藤原長能

君か代の千とせの松のふかミとり

さわかぬ水にかけハミえつゝ

右衛門督通具

とへかしな尾花かものおもひ草

しほるゝのへの露ハいかにと

平祐挙

むねハふし袖は清見か関なれや

煙もなミもたゝぬ日そなき

土御門院

卷向の檜原の山の呼子とり

はなのよすかに聞人そなき

頼阿法師

数ならぬミむろの山の岩こすけ

いはねはしたに猶ミたれつゝ

近衛関白左大臣

をのつからミやこにかよふ夢をさへ

またおとろかすミねの松かせ

天保十五年甲辰六月十七日写之、

源忠教

冊子原寸 縦二三・二糎 横一六・三糎 一一枚

四九 琉米条約

久光公手写并句読訓点

(封筒ウツ書)

「西暦千八百五十四年七月十一日(安政元年六月十七日)

琉米条約(久光公手写并句読訓点)『四十九号』

(朱書)

(御手許六番ノ内雜書入) 写」

西暦千八百五十四年七月十一日

(安政元年六月十七日)

琉米条約(久光公手写并二句読訓点ヲ施サル)

一此後合衆国人民到琉球。須要以礼厚待。和睦相交。

其国人要求買物。雖官雖民。亦能以所有之物而売之。

官員無得設例阻禁百姓。凡一支一収。須要兩辺公平相換。

一合衆国船或到琉球各港内。須要供給其薪水。而亦公道餉錢支之。至若該船欲買什物。則宜于那覇而買。

一合衆国倘或被風颶漂。壞船於琉球或琉球之屬洲。俱要地方官遣人救命救貨。至岸保護相安。俟該国船到。以人貨付還之。而難人之費用幾何。亦能向該国船取還於琉球。

一合衆国人民上岸。俱要任從其遊行各處。毋得遣差追隨之窺探之。但或闖入人家。或妨婦女。或強買物件。又別有不法之事。則宜地官拿縛該人。不可打之。然後往報船主。自能執責。

一於泊村。以一地为亜国之墳所。倘或埋葬。則宜保護。毋毀壞其墳。

一要琉球国政。常養善知水路者。以為引水之用。使其探望海外。倘有外国船將入那覇港。須以好小舟出於沙灘之外。迎引其船入港。使知安穩之處而泊船。該船主应以洋銀五円而謝引水之人。倘或出港。亦要引出沙灘外。亦謝洋銀五円。

一此後有船到琉球港。須要地方官供給薪水。薪每壹千觔。餉錢三千六百文。水每一千觔。工餉六百文。凡以中大之舐把桶六個。即載水千觔。

合衆国全權欽差大臣兼水師提督(被力)彼理。以洋書・漢書立字。

琉球国中山府 總理大臣尚宏勳
布政大夫馬良才 心遵執摠。

紀年一千八百五十四年七月十一日

咸豐四年六月十七日在那覇公館立

冊子原寸 縦二七・四糎 横一九・八糎 二枚

九四 太守ヨリ久光公待遇ノ件

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料」第十卷
補輯文書第九五ノ二号文書ノ一部ト同文ニ付省略ス)

二九 英代理公使「ジョン・ニール」ヨリ外国 奉行ヘノ書翰及答書

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第一六ノ五の一・五の二・
五の三号文書ト同文ニ付省略ス)

二六 英国代理公使ヨリ生麦事件ニ付外国奉行

ヘノ督促状

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第二六ノ七の一号文書ト同文ニ付省略ス)

三〇 薩藩ニ先鞭ヲ着ケラレタルニ対シ長人有

志憤起計画

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第二六ノ一〇号文書ノ一部ト同文ニ付省略ス)

三二 外国奉行ヨリ生麦事件ニ付英代理公使ヘ

ノ答書

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第一七ノ五号文書ノ一部ト同文ニ付省略ス)

三五 久光ヲ召サセラル、近衛閑白ヘノ宸翰

(封筒ウツ書)
「文久二年九月晦日『三百廿五号』」

久光ヲ召サセラル、近衛閑白ヘノ宸翰

(本書ハ一号唐櫃入) 写」

文久二年九月晦日

久光ヲ召サセラル、近衛閑白ヘノ宸翰

快晴候、弥壮健珍重候、抑島津三郎儀、去月再上京之節滞在候様為申聞候処、自国無抛要用、難練合旨ニテ強テ理故任其意置候ヘ共、方今事体甚混雜、長土両藩在京、専周旋深大幸ニハ候ヘ共、依事所意区々ニ相成候趣茂在之、心配之事ニ候、且一橋刑部卿上京、此儀ニ付テモ三郎在京候ヘハ、尋度次第モ種々可在之、何卒無違背、更ニ早々上京之様分テ願ミ入度候、議奏ヨリ以一紙申達在之候ヘ共、為念申入置度、尚勘考早々通達頼入存候事、

九月

閑白殿机下

文書原寸 縦二七・八釐 横四〇・二釐

三三 生麦事件ニ付閣老ト英代理公使トノ応接

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第一八ノ三号文書ト同文ニ付省略ス)

ノ令達

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第二二ノ四の二号文書ト同文ニ付省略ス)

三五 仙台藩玉虫左大夫報告ノ京都ニ於ケル薩

長土三藩ノ勢力

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第一八ノ六号文書ノ一部ト同文ニ付省略ス)

五〇四 生麦事件ニ付江戸町触

江戸市民避難ノ状況

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第二二ノ五・六の一・二号文書ト同文ニ付省略ス)

四八七 生麦事件ニ付英代理公使ヨリ閣老ヘノ書

翰

右ニ付閣老ヨリノ答書

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第二二・二三号文書ノ一部ト同文ニ付省略ス)

七三九 薩藩償金問題ニ付日本貿易新聞記事

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第三八ノ一号文書ノ一部ト同文ニ付省略ス)

七六八 償金問題ニ付日本貿易新聞記事

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第三九ノ二号文書ノ一部ト

四九五 生麦事件ニ付松平春嶽ヨリ神奈川奉行ヘ

同文ニ付省略ス)

八〇〇 英国ニ対スル薩藩ノ処置ニ付世上ノ好評

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第四〇ノ一号文書ト同文ニ付省略ス)

八〇七 久光公ノ学問ニ対スル林家等ノ内評

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第四一ノ三ノ一部、「同南部弥八郎報告書」第二卷第一三二ノ四・第一六三ノ一号文書ト同文ニ付省略ス)

八〇四 綿船事件ニ付長藩ヨリ井上閣老ヘノ報告書

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第四七ノ一号文書ト同文ニ付省略ス)

八〇六 綿船事件ニ付長藩ヨリ井上閣老ヘノ届書

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第四七ノ二号文書ト同文ニ付省略ス)

九〇九 京都ニ於テ久光公ニ関スル落書

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第四七ノ三・四号文書ト同文ニ付省略ス)

一〇二 京都ニ於ケル久光公春嶽公ノ世評

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第五〇ノ一号文書ノ一部ト同文ニ付省略ス)

一〇四 日本貿易新聞ノ幕府外交批評

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第六二ノ一、第六三ノ二号文書ノ要約ニ付省略ス)

二三九 一橋慶喜ヨリ禁門事変ニ付一橋慶寿夫

人へノ書信

部弥八郎報告書」第一卷第二一二ノ一八号文書ト同文ニ付省略ス)

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第一一三ノ一号文書ト同文ニ付省略ス)

三九七 条約勅許及英国ノ勅許発表

二四二 京都ニ於テ中川宮及薩州ニ対スル三条

河原ノ榜示

四七八 長州処分ニ付幕府ノ令達

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第七五ノ七号文書ト同文ニ付省略ス)

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第二卷第一五四ノ一一の一・二号文書ト同文ニ付省略ス)

二九 大坂城中征長軍議列席者氏名

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第一卷第八五ノ二三・三〇の一号文書ト同文ニ付省略ス)

四九一 幕吏岡田撰藏ノ航西小記ニ見ユル薩英関係

三〇九 五卿ノ従士姓名録

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第二卷第一六二ノ一〇号文書ト同文ニ付省略ス)

一五二 英国公使等薩摩訪問記

(本文書ハ「鹿児島史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第二卷第一六六ノ一五号文書ト同文ニ付省略ス)

一五三 一橋慶喜征長解兵諸侯会議開催ノ上奏書

(本文書ハ「鹿児島史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書」第二卷第一七一ノ一号文書ト同文ニ付省略ス)

一五九 嵯峨根良吉ヨリ久光公ニ上ル書

公武合体、国事改革建白

(封筒ウツ書)

「慶応三年五月『^(朱書)千六百五十九号』

嵯峨根良吉ヨリ久光公ニ上ル書

(公武合体、国事改革建白)

(忠済公御手許桐白木金御襖立御中簞笥入付) 写]

慶応三年五月

嵯峨根良吉ヨリ久光公ニ上ル国事建白書

数件御改正之義奉申上候口上書

一天幕御合体・諸藩一和、御国体相立候根本ハ、天朝ノ権ヲ増シ、徳ヲ奉備并ニ公平ニ国事ヲ議シ、國中ニ実ニ可被行命令ヲ下シテ、少シモ背ク事能ハサルノ権有ル局ヲ御開立相成候事、

蓋シ権ノ帰スルト申スハ道理ニ叶ヒ候、公平ノ命ヲ下シ候ヘハ、國中ノ人民承服仕候ハ必然之理ニ候、第一 天朝ニ徳ト権トヲ備ヘ候ニハ、天子ニ侍スル宰相ハ 大君・堂上方・諸侯方御旗本ノ内、道理ニ明カニシテ方今ノ事務ニ通シ、万国ノ事情ヲ知り候人ヲ撰ンテ六人ヲ侍セシメ、一人ハ大閣老ニテ国政ヲ司リ、一人ハ錢貨出納ヲ司リ、一人ハ外国交際ヲ司リ、一人ハ海陸軍事ヲ司リ、一人ハ刑法ヲ司リ、一人ハ租税ヲ司ル宰相トシ、其以下ノ諸官吏モ皆門閥ヲ論セス人撰シテ 天子ヲ補佐シ奉リ、是レヲ国事ノ政務ヲ司リ、且ツ命令ヲ出ス 朝廷ト定メ、所別ニ議政局ヲ立テ上下二局ニ分チ、其下局ハ国ノ大小ニ応シテ諸国ヨリ数人ツ、道理ニ明ラカナル人ヲ自国及ヒ隣国ノ

入札ニテ撰抽シ、凡ソ百三十人ヲ命シ、常ニ其三分ノ一ハ都府ニ在ラシメ、年限ヲ定メテ勤メシムヘシ、其上局ハ堂上方・諸御旗本ノ内ニテ入札ヲ以テ人撰シ、凡ソ三十人ヲ命セラレ交代在都シテ勤ムヘシ、此両局ニテ総テ国事ヲ議シ、決議之上天朝ニ建白シ、御許可ノ上 天朝ヨリ國中ニ命シ、若シ御許可ナキ箇条ハ議政両局ニテ再議シ、弥公平ノ説ニ歸スレハ、此令ハ是非共下サザルヲ得サル事ヲ 天朝ヘ建白シテ、直チニ議政局ヨリ國中ニ布告スヘシ、其両局人撰ノ法ハ、門閥貴賤ニ拘ハラズ、道理ヲ明弁シ私無ク、且ツ人望ノ歸スル人ヲ公平ニ撰フヘシ、其局ノ主務ハ旧例ノ失ヲ改メ、万国普通ノ法律ヲ立テ、并ニ諸官ノ人撰ヲ司リ、万国交際、財貨出入、富国強兵、人才教育、人氣一和ノ法律ヲ立テ候ヲ司リ候儀御開成相成候義、御国是ノ基本カト奉存候、

一 人才御教育之義、御国是相立候基本ニ御座候事、
國中人才ヲ育候法ハ、江戸・京・大坂・長崎・箱館・新潟等ノ首府ヘハ大小学校ヲ営ミ、各ノ大学

校ニハ用立候西洋人数人ツ、ヲ雇ヒ、國中有志ノ者ヲ教導セシメ、大坂ニ兵学校ヲ建テ、各学科毎ニ洋人数人ツ、ヲ雇ヒ、國中兵事ニ志有ル者ヲ御教育相成、且ツ國中ニ法律學・度量學ヲ盛ニシ、其上漸々諸学校ヲ増シ、國中ノ人民ヲ文明ニ育候義、治国之基礎ニ可有之候、

一 國中ノ人民平等ニ御撫育相成、人々其性ニ準シテ充分ヲ尽サセ候事、

蓋シ是迄人々性ニ応シテ力ヲ尽シ候義不同有之、遊民多クシテ農ノミ多ク勞シ、他ノ諸民ハ運上少ク候ヘハ、第一百姓ノ年貢掛リ米ヲ減シ、士・商・工・僧・山伏・社人ノ類マデ諸民諸物ニ運上ヲ賦シ、遊樂不要ニ関リ候諸業諸品ハ運上ノ割合ヲ強クシ、諸民平等ニ職務ニ尽力シ、士ハ殊ニ務ヲ繁クシ、国々ノ遊民・僧・山伏・社人・風流人・遊芸ノ師匠ノ類ニハ、夫々有用ノ職業ヲ授ケ候御所置、治国ノ本源ニ可有之候、

一 是迄之通用金銀總テ御改メ、万国普通之錢貨御通用相成、國中ノ人口ト物品ト錢貨ノ平均ヲ得候御算定

之事、

錢貨ハ天地ノ形象ニ準シテ万国一般円形ニ造リ、且ツ万国大凡普通ノ相場有之候へハ是ニ準シ、銀貨・金貨・銅貨ノ割合大凡西洋各国ト同様ニ御吹替、其大小・品位モ同等ニ造ラス候テハ、往々万国之交際ニ不齊ヲ生シ、且ツ交易通商ノ上ニ損害可有之カト奉存候所、国中人口ニ比スレハ錢貨不足セリ、器財物品ノ不足ナルコト甚シ、故ニ錢貨ヲ増シ、物品製造ノ術ヲ大ニ盛ニスルニ非サレハ、平均ニ至ルコト難カルヘシ、

一海陸軍御兵備ノ義ハ治世ト乱世トノ法ヲ別チ、国ノ貧富ニ応シテ御算定ノ事、

蓋シ兵ハ数寡クシテ利器ヲ備ヘ熟練セルヲ上トス、方今ノ形勢ニ準シ候ハ、陸軍治平常備ノ兵数ハ、都ヘテ凡ソ二万八千計、内、歩兵二万千計、砲兵四千計、騎兵二千計、他ハ築造兵・運輸兵等トスヘシ、右ハ幕臣及ヒ諸藩ヨリ直チニ用立候熟兵ヲ出シ置、四年毎ニ交代セシメ、其隊長其他之官吏ハ業ト人望ニ応シテ 天朝ヨリ命セラレ、望ニ応

シテ永ク勤メシム、其兵ハ三都其外要地ニ在テ警衛ヲ職トシ、此常備兵ノ外、士ハ勿論諸民トモ其土地ヘ教師ヲ命シ遣シテ平常操練セシメ、且ツ有志ノ者ハ長官学校ニ入テ学ハシメ、又士ニテモ望ニ応シテ職業商売勝手次第行ハシメ、往々士ヲ減スヘシ、海軍ハ速ニ開ケ難シ、先ツ海軍局ヘ洋人ヲ数人御雇ヒ、国中望ミノ者其外合セテ三千人ニ命シテ、長官ヨリ水卒迄ノ業ヲ学ハシメ、業ノ成立ニ随テ新ニ艦ヲ造リ、又ハ外国ヨリ買ヒテ備フヘシ、即今常備ノ海軍ハ、是迄御有合ノ御艦二人ヲ撰テ乗組ヲ命シ、用立候程ニ修覆シ、砲ヲ増シテ備フヘシ、尚国力ノ増スニ從テ兵制ヲ改メ、兵備モ充分ニ相増シ、殊ニ乱世ニハ国中ノ男子尽ク用立候程ニ御備之御所置有之候義、御兵制之大本ニ御座候、

一船艦并ニ大小銃其他兵器、或ハ常用之諸器械・衣食等製造ノ機関、初ハ外国ヨリ御取寄セ、国中是ニ仍テ物品ニ不足ナキ様御所置之事、

諸物製造ノ局ハ運輸便利ノ地ヲ撰ンテ諸所ニ造営

シ、各局ニ西洋人ヲ雇ヒテ伝習セシメ、國中ニ職人ヲ増シ、盛シニ諸物ヲ製シ候へハ、海陸兵用ノ利器海内ニ満足シ、日用ノ諸品廉価ニシテ良品ヲ得ヘシ、其洋人ヲ雇フノ費ハ、職人一人一ヶ月ノ雇価・食料合セテ凡ソ二百ヨリ二百五十兩許ナルヘシ、此金ハ日本在留大凡費スヘケレハ、外国ニ持帰ル貨ハ些少ナルヘシ、故ニ洋人ヲ雇フコト少シモ厭フヘキニアラス、諸品製造局ハ往々是非開カサルヲ得サル事ナレハ、此節速ニ御開相成候義当然ト奉存候、

一良質ノ人馬及ヒ鳥獸ノ類御殖種ノ事、

蓋シ歐羅巴人種ハ亜細亞人種ニ勝ルコト現然ニ候ヘハ、國中ニ良種之人を殖育シ候ヘハ、自然人才相増シ、往々良国ト相成候理ニ候、亦軍馬ハ外国之良種ニ無之候テハ実用ニ不便ニ御座候、又牛羊鶏豚之類衣食ニ用ヒテ有益之種類ヲ殖育シ、往々国民皆牛豕鶏等ノ美食ヲ常トシ、羊毛ニテ織候美服ヲ着候様改メ候ヘハ、器量モ從テ相増シ、身体モ健強ニ相成、富国強兵之基ニ可有之候、

此他御改正相成候テモ国風・人性ニ逆ハサル事件何程モ可有之候ヘハ、方今無障事^(件)ハ速ニ御改正相成、其他即今難被行事ハ、人智ノ開ケ候ニ応シテ漸々御改正相成候義、天理自然ニ可有之奉存候、斯ク御国政ニモ関リ候義ヲ奉申上候ハ甚奉恐入候へ共、心付候義ヲ黙止仕候モ却テ不本意ト奉存候間、乍恐浅見之一二端奉申上候、何卒右件被遊御尽力、方今適當万国普通公平之御国律相立、天幕御合体・諸藩一和相成候様奉懇願候、味死稽首、

五月

嵯峨根良吉

冊子原寸 縦二七・五釐 横一九・八釐 六枚

一七四 薩長両藩ヘノ御沙汰書

(本文書ハ「鹿児島史料 玉里島津家史料」第十卷補編文書第九五ノ二号文書ノ一部ト同文ニ付省略ス)

一七四 忠義公ヨリ藩士ヘノ諭達

(本文書ハ「鹿児島史料 玉里島津家史料」第十卷補編文書第九五ノ二号文書ノ一部ト同文ニ付省略ス)

一七九 藩政改革ニ付忠義公ノ諭達

(本文書ハ「鹿児島史料 玉里島津家史料」第十卷
補輯文書第九五ノ二号文書ノ一部ト同文ニ付省略ス)

二七七 副使山本孫九郎内田政風ヨリ久光公へ

ノ伺書

珍彦忠欽両使節ノ上京ニ付

此度御使者御京着之上御手続大略伺

一御着ノ上三条殿江表通御書面御差出、当日者先ツ一通御口上等彼是事情申上、至急御決評相仰候旨ヲ伸御帰宿、尤、其辺時機之都合可有之と奉存候事、

一右ニ付得と勘考仕候ニ、素より至極之御重事、御採用と否ニ因テ、国家之興廢ニ関シ候儀ニ付、能々穩順ヲ主ト仕外無之哉、故ニ為念復紙モ調置、

行在所供奉木戸・伊藤等ヲ専ラ解込、侍従長山岡・高崎等江も示談、早々

叡慮内 奏仕候様計候而ハ何様可有御座哉、奉伺度候事、

一御行在ノ御事候間、其辺之都合却而仕易場合も可有

之歟、其他ハ着之上其宜敷ニ随ヒ、其他知己輩茂不
尠候間、関係之筋江ハ成丈尽力行掛ヲ以取計可申哉、
兎角先入主トナルノ気味充分可有之、且大久保ヲ憚
候場合も可有之カ、実地ニアラサレハ難察、故ニ容
易ニ難動ハ勿論、御使者長崎江御着船候ハ、則電
信ヲ打ハ案中歟と奉存候、左候得者御礼色トハ察評
仕ましく、奸策無究世上ニ付、大意未然抱合可申も
難計故、精々細^(密カ)蜜其情ヲ尽シ、国家之重事且此御決
評次第二而、蒼生塗炭ノ苦ミ、活路ヲ得セシムル訳
ニ付、是レヲ眼軸ト立、懇ニ至誠ノ天理ヲ述へ、
面々御至当御建言ニ奉感服、前論偏頗之見込ヲ翻候
処ニ赴候様、精々尽力仕外有之ましく哉、乍然其大
権官ニアリ、記シ易ク行ハレかたきハ素より之事候
得共、其^(衍カ)其心得ハ飽迄仕度候事、

一数年御尽力御建白等茂被為在候得共、一トシテ御採
用と申儀ニ不到者、畢竟小人原之奸意ニ出候儀者世
人之通知スル処故ニ御勇退、国家之儀ハ申サハ先ツ
ハ御^(候カ)絶念之哉之処、此度不慮之内乱ヲ生シ、県下之
情者勿論、其余毒天下ニ^(波カ)波及シ、是非御傍觀難被遊

より不得止此度御使節之御事ニ相及候得者、至誠感

通スルハ御使節之御任、随而乍不肖私共ニモ得と

御主意ヲ奉拜載、天下ノ以公論此災害ヲ御掃除被為

在外、更ニ余念無御座、只々在 朝之官員御至誠ノ

一二帰着為仕度、乍憚心掛罷在候事、

一休戦サエ御決議相成候得者、先ツハ十ノ六七部ハ相

運場合合ニ可立到哉と、其辺甚苦慮仕居候事、

右者実荒増之手続ノミ奉伺上度、其実地ニおゐて素

より御時機ニ随候御事ニ而、一涯ニ後申上候得共、

精々穩順ヲ主ト仕、事之成ルヲ第一と心得候外他志

有之ましく候得共、猶思召も奉窺度龜暴之見込ヲ奉

捧候事、

文書原寸 縦一五・七糎 横一八・一五糎

二八〇一 京都晃親王ヨリ久光公へノ年賀状

述懷和歌一首

〔封筒ウラ書〕
「明治十二年一月二日」〔朱書〕
「二千八百〇一号」

京都
晃親王ヨリ久光公へノ年賀状

〔述懷和歌一首〕

〔白木無号御手紙類入〕

〔包紙ウラ書〕
「島津前左大臣様江

山階二品宮より被進候御書」

〔包紙ウラ書〕
「一月二日

〔封紙ウラ書〕
「島津前左大臣久光殿

晃

〆無事年賀

〆

新年之御慶不可有際限、千里同風目出度申納候、先
以前左大臣島津久光閣下、益御勇健御越年奉万寿候、
晃無為於西京木戸宅加寿候間、乍恐御安慮可被下候、
寔ニ異他候由依之事節ニ御安否御尋申上候筈、遠路
加之即今種々鄭重不及、其義失本懷失礼御海容被下
候、尚永日ト申残候也、

恐々敬白

卯一月二日 認メ

二白、次第嚴寒、折角御厭奉折候、晃義老俗親王
二候ハ、即今の時勢為冥加、不動明王息災護摩
二而も奉修候処、老俗親王ハ宮内省之厄介囉齋同
様之境界、深慷慨仕候、

童んへとおも^キし人ハ世ニ出て

なとわれはかり野芹摘らん

御笑被下候、

文書原寸 縦一五・一 横 包紙原寸 縦二七・八 横

横五八・八 横

横四〇・三 横

二八三〇 三条太政大臣ヨリ久光公へノ通達

授爵ニ付賢所神前へノ誓詞

三通

(封筒ウラ書)

「正二位公爵島津久光殿 従一位公爵三条実美」

(封筒ウラ書)

「此本書ハ差返シ候事」

(朱、「藏」)

二八三〇ノ一

写

去七日、在東京有爵者へ

賢所参拜被 仰付候節、別紙

賢所神前へ奉捧候処、各地散在ノ向へ遥拜被 仰付

候ニ付、別紙壹葉御廻申入候間御記名ノ上、速ニ華

族局へ御差出有之度、此段申入候也、

八月八日

従一位公爵三条実美

正二位公爵島津久光殿

追テ臣ノ字ノ下ハ細字ニテ名ヲ書シ、年月日ノ
下ハ官位・勲等・爵号・姓名等、総テ自筆ニテ
御書加ヘ相成度候也、

別紙

臣^{自筆}久光世爵ノ榮ヲ賜ヒ、併セテ

聖勅ノ辱キヲ拝ス、敬テ

皇祖ノ神靈ニ奉対シ、仰テ

盛旨ヲ欽ミ、益々忠誠ヲ致シ、永ク

皇室ノ尊嚴ヲ扶翼センコトヲ誓フ、庶幾クハ

神明此レヲ鑑ミ給ハンコトヲ、

明治十七年八月七日

^{自筆}正二位勲一等公爵島津久光

右、同年九月二十六日相達、翌日愚名書載、

郵便ヨリ東京へ相廻シ候事、

二八三〇ノ二

一大礼服所持無之向ハ、燕尾服ヲ以テ換用不苦事、

一不在并病氣引等ノ輩ハ、同族ノ内ニテ名代人可被差

出事、

但、著服前同断、

式部寮

二八三〇ノ三（朱書）「先月」

今般授爵ニ付、去ル七日在東京有爵者一同 賢所参
拜、誓文奉捧、同夜

聖上・皇后宮浜離宮へ

臨御、有爵者其夫人被為 召、酒饌下シ賜候、就テ

ハ京都及各地散在ノ向ハ、便宜ノ場所ニ於テ遥拝被

仰付候、且酒饌料金貳円五拾銭下シ賜候条、此段申

雖有拝受仕候也」

入候也、

（朱書）「鹿児島県寄留」

華族局長

（朱書）「九月廿七日」正一位公爵島津久光

明治十七年八月九日

宮内少輔香川敬三

（朱書）

「華族局長

宮内少輔香川敬三殿」

文書原寸 一縦一八・九糎 二縦一六・七糎 三縦二七・六糎

横七七・六糎 横二三・七糎 横四〇糎

封筒原寸 縦九・二糎 横二五・一糎

二八四〇 朝彦親王ヨリ久光公ノ病状見舞

富岡鉄斎画扇子二本添

（封筒ウラ書）

「明治二十年十二月一日」（朱書）「二千八百四十号」

朝彦親王ヨリ久光公ノ病状御見舞

（富岡鉄斎画扇子三本添）

（桐白木戸立御小簞笥入付） 写」

明治二十年十二月一日

朝彦親王ヨリ久光公ノ病状御見舞

（富岡鉄斎画扇子三本添）

向寒之節、弥御安寧珍重ニ存候、尚承度候、実以打

絶意外之御不音御断申入候、扨九月以来ノ御所劳如

何候哉、驚入候事ニ候、此頃岩下下向ノ路次、面会

ヲ得候故一書伝達頼候、为国家御撰養頼入候、この

扇子乍輕微進候、要々計如斯候也、恐々謹言、

十二月一日

朝彦

島津從二位殿

文書原寸 縦二七・八糎 横三九・八糎

三〇三六 島津主殿消息 宛名不明

出發準備

〔封筒ウツ書〕
「年代不明（文久三年九月鹿兒島出發前？）
（朱書）『三千〇廿六号』」

島津主殿消息（出發準備）宛名不明

写

年代不明（文久三年九月鹿兒島出發前？）

島津主殿消息（出發準備）宛名不明

茶実少々進上いたシ候、

雲煙辱相見いたシ候、追々御書籍も為御持相成御請

取申上候、御面勵之至、御礼申上候、今日者快晴、

御親耕之段御尤と存候、夕刻よりハ御光駕奉待候、

僕ニも少々働き之心得ニ御座候、偕拙子も今日ハ快

く相成、御放慮可被下候、山之内ニ二者兎角罷帰候上

ニと御延之所御頼申上候、勿々終日之礼客ニハのシ

不申候、昨日共ハ朝より晚迄一時之隙も無之、仕舞

抔出来候丈ニ無之候、何卒一日ニ而も早目ニ御仕舞

被成間敷哉、僕ニハ延而廿七日可相成ハ廿六日とい

たシ度候、兎角御同行ハ不相調可申故、必貴君方ハ

荷方船と御飛乗被成候而、緩々と御乗廻可給候、船

ハ廿七日ニ出船いたシ候様取計置申へく、一日を暮

シ兼候次第御座候、御笑察可被下候、母も昨日より

参り呉、仕合之至御座候、旁後刻も可申上候、以上、

即刻

〔表〕 拝復 梅里

文書原寸 縦二八〇・二〇 横四〇・二〇

三〇七八 久光公へノ御下賜品

〔包紙ウツ書〕
「久光公ニ付宮内省ヨリノ御書付」

交肴 壺台

白羽二重 式匹

文書原寸 縦二一・五〇 包紙原寸 縦四一・六〇

横五八〇 横五五・五〇

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん
顧問
東京大学
史料編纂所所長
保谷 徹

国立歴史
民俗博物館元館長
宮地 正人

鹿児島大学名誉教授
五味 克夫

九州大学名誉教授
安藤 保

委員
原 口 泉
三木 靖

日 隈 正 守
佐藤 宏之

塩 満 郁 夫
尾口 義男

堂 満 幸 子

鹿児島県歴史資料センター黎明館

館 長 酒 匂 司

副 館 長 永 山 達 也

調査史料室
室 長 栗 林 文 夫

学芸専門員
崎 山 健 文

資料調査
編 集 員 藤 崎 光 穂
池 田 麻 美

向 原 雅 子
橋 口 正 樹

鹿 児 島 県 史 料

市来四郎史料—
玉里島津家史料補遺

平成 31 年 3 月 15 日 発 行

非 売 品

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷 株式会社 ぎょうせい